

専門家との連携 (vol.1)

～スクールカウンセラー (SC)～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各校に配置されている専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、心理の専門家であるスクールカウンセラーについてです。

心理の専門家であるスクールカウンセラー (以下、SC)

SCは、臨床心理士や公認心理師などの資格を持つ「心理の専門家」で、児童生徒に心理面からサポートを行います。様々な悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して直接カウンセリングを行ったり、教職員、保護者等への助言・支援を行ったりします。

SCの役割

SCは、心配な児童生徒に対する相談室でのカウンセリングや、学級など集団の中における児童生徒の行動観察等を通して、児童生徒の見立てを行います。そして、教職員に対して、課題を抱える児童生徒へのよりよい支援の在り方等を助言します。

また、発達障害等がある児童生徒の理解や支援方法、また、不登校、いじめ、暴力行為等の課題を示す児童生徒の内面の理解や支援・指導方法について、心理学的見地から教職員へ助言します。

SCの具体的な活動及び、SCと連携する際の学校の留意点

1 カウンセリングを受けている児童生徒及び保護者への対応について

児童生徒へのカウンセリング	児童生徒の気持ちを受け止め、事実や状況を振り返らせながら、課題について児童生徒と共に確認し整理することを通して、自己理解を深めさせ、児童生徒自身の課題解決に向かう気持ちを高めます。
保護者へのカウンセリング	保護者の悩みや不安に寄り添いながら、児童生徒への関わり方を共に考えます。
児童生徒に関する情報の収集と教職員への情報提供	カウンセリング等で知り得た児童生徒についての情報を、必要に応じて教職員に提供し、連携を図ります。
教職員への助言・支援	授業や休憩時間に、児童生徒の集団における観察を行うなどして見立てを行い、具体的な支援方法について教職員へ助言します。
家庭訪問の実施	児童生徒の生活環境を把握し、広い視野から支援を行うため、管理職、関係教職員との十分な協議の上、必要性が認められる場合に実施します。
関係機関等との連携	児童生徒の状況に応じた関係機関等を選択し、児童生徒や保護者に対して、安心して利用できるように十分な説明を行います。 ※ 関係機関等への相談を児童生徒、保護者にすすめるにあたっては、誰からすすめるのがよいかを学校とSCとで協議します。 関係機関等と学校が連携する際は、学校からの求めに応じてSCが同行することもできます。

POINT! (SC と連携する際の学校の留意点)

○ カウンセリングの事前事後のSCとの打ち合わせ



POINT!

- 学校の見立てや、これまでの取組内容などを伝える。
- 児童生徒に対する指導方針について、教員側も「自分はどう考える。」というものを持っておく。
- 児童生徒や保護者を、どうやってSCとつなぐかを協議する。
- 具体的なカウンセリングの持ち方などを協議する。
(例) 児童生徒、保護者のどちらとカウンセリングするかなど

POINT!

- カウンセリングの内容を共有する。
- 次回、SC来校までの教職員による児童生徒への支援内容や、保護者との接し方を確認する。
(例) 児童生徒や保護者へのNGワードなど
- 関係機関等との連携や、家庭訪問の実施などを検討する。

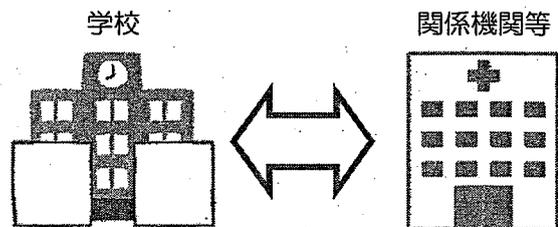
○ 保護者や関係機関等との連携



POINT!

- 管理職、関係教職員は、SCの家庭訪問の必要性等について十分に協議する。
- 時間、場所、内容などについて、保護者の了解を得る。
- 原則、SCだけでなく、関係教職員も同行する。

○ 関係機関等との連携



POINT!

- 情報共有できるシステムを構築する。
- 学校が連携の全体をコーディネートしていく視点をもつ。
- 関係機関等を訪問する際は、必要に応じてSCに同行してもらう。

2 全ての児童生徒や学校全体への支援等について

教職員への助言・支援	<p>学校の「生徒指導委員会」等の会議へ出席し、課題の兆候を示す児童生徒を中心に予兆段階から見立てを行い、支援方針について教職員へ助言します。また、支援方針に沿って行われた支援について評価を行い、再び見立てを実施します。</p> <p>「学校いじめ防止委員会」に参加し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び認知したいじめへの適切な対応について助言等を行います。</p>
担任 (T1)、SC (T2) による授業	<p>ストレスや悩みを抱えたときの対処法や SOS の出し方を身に付けるための授業を、担任 (T1) と SC (T2) で行います。</p>
授業中や休憩時間中の児童生徒の観察	<p>カウンセリングを受けていない児童生徒についても、授業や休憩時間に、児童生徒の日常の様子を観察します。担任等から相談を受けている児童生徒や、行動を見て気になる児童生徒に対して、その場で面談を行ったり、担任等に助言をしたりします。</p> <p>「ふれあいひろば」に行って、児童生徒に声をかけたり、担当者へ助言・支援を行ったりします。</p> <p>※ こうした活動は、SC の存在を児童生徒へ知ってもらうことになり、カウンセリングへのハードルを下げるにつながります。</p>

POINT! (SC と連携する際の学校の留意点)

会議や委員会等



POINT!

- 単なる情報共有の場とするのではなく、方針等を協議する「作戦会議の場」とする。
- 「学校いじめ防止委員会」の協議では、被害児童生徒に対してだけでなく、加害児童生徒への支援という視点も持つ。

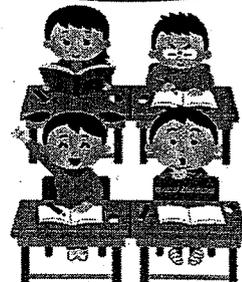
授業



POINT!

- 子どものレジリエンス（心の回復力）を高めたり、困ったときに信頼できる人に助けを求めると、自ら SOS を出すことができる子どもを育成する目的で、SC との授業を実施する。

生徒の観察



POINT!

- 事前に SC に観察してほしい児童生徒について共有しておく。
- 休憩時間等に一緒に児童生徒を観察するなどして、SC から児童生徒を見る視点等を学ぶ。
- 授業を見てもらった後に、気になっている児童生徒に対する効果的なアプローチなどを聞く。